

平成21年第4回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成21年12月10日（木曜日）午前9時15分開議

本日の出席議員

議長（4番）	生井 和巳君	副議長（2番）	上野 政男君
1番	大久保弘子君	3番	中山 勝三君
5番	相沢 政信君	6番	大久保 武君
7番	水垣 正弘君	8番	矢中 召二君
9番	小島 由久君	10番	稲葉 常美君
11番	小竹 徳市君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

な し

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
総 務 課 長	生井 光男君	企画財政課長	風見 好信君
税 務 課 長	瀬崎 始君	町 民 課 長	浜名 進君
福祉保健課長	関 好太郎君	生活環境課長	飯島 正男君
産業振興課長	青木 良夫君	都市建設課長	稲村 信義君
上下水道課長	上野 林作君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	水垣 進君
教育次長兼 学校教育課長	斉藤 実君	公 民 館 長 兼 生涯学習課長	飯島 英男君
給食センター 所 長	生井 勝巳君	秘 書 課 参 事	岡田 昭夫君
総 務 課 参 事	水書 正義君	企画財政課長 補 佐 兼 財 政 係 長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長 猪瀬 誠 補 佐 外山 悦子
主 幹 岩坂 信幸

議長（生井和巳君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成21年12月10日（木）午前9時開議

- 日程第1 常任委員会委員の所属変更について
- 日程第2 辞任第1号 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第3 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第4 辞任第2号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任について
- 日程第5 選挙第3号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第6 議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例
- 日程第8 議案第3号 平成21年度八千代町一般会計補正予算（第3号）
議案第4号 平成21年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第5号 平成21年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第6号 平成21年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第7号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について
- 日程第10 休会の件

日程第1 常任委員会委員の所属変更について

議長（生井和巳君） 日程第1、常任委員会委員の所属変更についてを議題といたします。

常任委員会委員より所属変更の申出書が提出されています。

お諮りいたします。常任委員会委員の所属変更については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり変更したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の所属変更については、お手元に配付いたしました名簿のとおり変更することに決定いたしました。

なお、各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、変更した委員長・副委員長のみ報告いたします。

総務常任委員長に矢中召二君、同副委員長に小島由久君、教育民生常任委員長に湯本直君、産業建設常任副委員長に相沢政信君。以上のとおり変更になりました。

それでは、今回変更しました各常任委員長及び副委員長のみ簡単にごあいさつをお願いいたします。

初めに、総務常任委員長、矢中召二君、登壇願います。

（総務常任委員長 矢中召二君登壇）

総務常任委員長（矢中召二君） 皆さん、おはようございます。議長の指名がありましたので、あいさつさせていただきます。

今回総務常任委員長をやらさせていただくことになりました。議員各位のご協力をいただきながら、また執行部のご協力をいただきながら、町発展のために一生懸命やっていきたいと思っております。皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げまして、お礼の言葉といたします。ありがとうございます。

議長（生井和巳君） 次に、総務常任副委員長、小島由久君、登壇願います。

（総務常任副委員長 小島由久君登壇）

総務常任副委員長（小島由久君） ただいま議長のご指名がございましたので、ごあいさつ申し上げます。

総務常任委員会において5人の中から副委員長に推薦されましたので、矢中総務委員長の補佐として頑張っていきたいと思っておりますので、執行部の皆さんもよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 次に、教育民生常任委員長、湯本直君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 湯本 直君登壇）

教育民生常任委員長（湯本 直君） ご指名を受けました湯本です。委員長という職責は、私ちょうど昭和46年に総務委員長をやった以来、2回目になるのですが、教育民生委員会の委員としては何期も務めていますので、できるだけ教育行政に対する皆さん方のご意見等も入れて町発展のために協力していきたいと、こういうふうを考えていますので、よろしくひとつお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） 次に、産業建設常任副委員長、相沢政信君、登壇願います。

（産業建設常任副委員長 相沢政信君登壇）

産業建設常任副委員長（相沢政信君） どうも古巣にまた戻ってまいりました。残り物には福があるということで、大久保委員長さんの補佐役として頑張っていきたいと思っておるところでございます。

私も以前は委員長ということで経験をさせていただきました。私にあるところは大久保さんに授けたいと、このように思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

日程第2 辞任第1号 議会運営委員会委員の辞任について

議長（生井和巳君） 日程第2、議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

上野政男君、相沢政信君より議会運営委員会委員の辞任願が提出されています。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、上野政男君、相沢政信君の退場を求めます。

（2番 上野政男君、5番 相沢政信君退場）

議長（生井和巳君） お諮りいたします。

上野政男君、相沢政信君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、上野政男君、相沢政信君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

上野政男君、相沢政信君の入場を許します。

(2番 上野政男君、5番 相沢政信君入場)

議長(生井和巳君) ここで、審議の結果を報告いたします。

本件は許可することに決定いたしました。

日程第3 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について

議長(生井和巳君) 日程第3、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、互選の結果、議会運営委員長に水垣正弘君、同副委員長に中山勝三君が決定いたしましたので、報告いたします。

それでは、議会運営委員長及び同副委員長より簡単にごあいさつをお願いいたします。

初めに、議会運営委員長、水垣正弘君、ご登壇願います。

(議会運営委員長 水垣正弘君登壇)

議会運営委員長(水垣正弘君) ただいま議会運営委員長を拝命いたしました水垣でございます。委員各位ともども円滑な議会運営をしていくよう一生懸命頑張っていきたいというふうに思いますので、議員各位のご指導とご鞭撻を重ねてお願いを申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきたいと思います。

議長(生井和巳君) 次に、議会運営副委員長、中山勝三君、登壇願います。

(議会運営副委員長 中山勝三君登壇)

議会運営副委員長（中山勝三君） ただいま議長のご指名いただきましたこのたび議会運営委員会の

副委員長の任を拝しました中山勝三でございます。議員各位のご指導と、また執行部のご協力いただきまして、水垣委員長の補佐をしっかりと務めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 辞任第2号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任について

議長（生井和巳君） 日程第4、茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任の件を議題といたします。

小竹徳市君から茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員の辞任願が提出されています。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、小竹徳市君の退場を求めます。

（11番 小竹徳市君退場）

議長（生井和巳君） お諮りいたします。

小竹徳市君の茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、小竹徳市君の茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の辞任を許可することに決定いたしました。

小竹徳市君の入場を許します。

（11番 小竹徳市君入場）

議長（生井和巳君） ここで、審議の結果を報告いたします。

本件は許可することに決定いたしました。

日程第5 選挙第3号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

議長（生井和巳君） 日程第5、選挙第3号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

これより茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

茨城西南地方広域市町村圏事務組協議会議員に宮本直志君を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました宮本直志君を茨城西南地方広域市町村圏事務組協議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました宮本直志君が茨城西南地方広域市町村圏事務組協議会議員に当選されました。

ただいま当選されました宮本直志君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第6 議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（生井和巳君） 日程第6、議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、宮本直志君の退場を求めます。

（12番 宮本直志君退場）

議長（生井和巳君） 職員に議案を朗読させます。

（総務課参事 水書正義君朗読）

議長（生井和巳君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

八千代町公平委員会は、結城郡公平委員会が解散したことに伴い、平成18年1月1日に設置されました。

公平委員会は、地方公務員法の規定により設置が義務づけられており、3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年となっております。

委員の選出につきましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するものであります。

現委員、鈴木武雄氏が12月31日をもって任期満了となりますので、新委員として宮本幸子氏を選任いたしたく提案するものであります。

今回提案いたしました宮本幸子氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する識見も豊かで適任者であると考えますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長(生井和巳君) これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

宮本直志君の入場を許します。

(12番 宮本直志君入場)

日程第7 議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例

議長(生井和巳君) 日程第7、議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例の提案理由についてご説明申し上げます。

旅券事務につきましては、権限移譲により平成22年1月4日から町が機関委任事務として実施することとなっております。これに伴いまして、一般旅券等の発注申請に必要な収入印紙、茨城県収入証紙を購入及び売りさばき事務を円滑かつ効率的に行うため、八千代町印紙等購入基金条例を制定するものであります。

旅券の発注申請に必要な手数料につきましては、有効期間が10年の場合、収入印紙が1万4,000円、県収入証紙で2,000円の合計1万6,000円、5年の場合は収入印紙が9,000円、県収入証紙で2,000円の合計1万1,000円が必要となります。八千代町の申請件数ですが、平成20年度で470件、平成21年度の見込みで450件でございますので、月平均約38件の申請が予定されております。

このようなことから、基金の額を100万円とし収入印紙及び県収入証紙を購入しておき、旅券発注申請者に対し販売を行うものであります。

販売所につきましては、会計室を予定しておりまして、この基金の運用から生ずる販売手数料等の収益につきましては、一般会計に繰り入れるものとします。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直君。

14番（湯本 直君） 印紙と証紙と両方取り扱う形ができてくると思うのですが、旅券の発注の申請等にのみ使うという、販売するというだけでなく、必要があれば印紙を購入することも可能かと思うのだが、その点をひとつお聞かせ願いたいと。

それから、手数料として印紙手数料と証紙の手数料がどのくらい違うのか、それも参考までにわかればお願いします。

議長（生井和巳君） 町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 14番、湯本議員の質問にお答えいたします。

まず、収入証紙・印紙の販売の種類なのですが、現在予定しておりますのが収入証紙で2,000円、1,000円、500円、300円、200円というふうなことで、主に出ている証紙のほうを用意したいというふうに考えています。それから、収入印紙につきましては、1万円、5,000円、4,000円、2,000円、1,000円、それと500円、300円、200円というふうに、もっと種類は数は多いのですが、主なものとしてこの辺を準備しようかというふうに予定しております。

それから、収入印紙と証紙の手数料でございまして、収入印紙の売りさばき手数料につきましては、7段階に分かれております。20万円以下の金額を買った場合ですと、10%、それから20万円を超え30万円以下の場合ですと8%というような形で、どんどん率が下がってきておりまして、最終的にはうちのほうで基金を用意しておりますのが100万円ですので、100万円以下の金額が50万円から100万円まで、これが1.5%というような形で、大量に買うとそれだけ率がちょっと下がるというようなこととなりますので、余計な分は余り買わないような形で、ぎりぎりのところで調整しながら手数料をたくさんいただけるような形で収入印紙のほうは購入していきたいというふうに考えております。県の収入証紙につきましては、一律3.15%の手数料がいただけるというようなことになっております。

以上でございまして。

議長（生井和巳君） 一般の人に売るかどうか。

町民課長（浜名 進君） 失礼しました。販売に関しましては、今言った形で種類を要

しますので、一般の方にも販売していきたいというふうに考えております。

(「一般の用途にも」と呼ぶ者あり)

町民課長(浜名 進君) 一般用途にも販売できるというようなことで考えております。

議長(生井和巳君) あと質疑ありますか。

14番、湯本直君。

14番(湯本 直君) この基金の100万円という額を決定するわけですが、この基金の範囲内で購入すると思うのですが、購入した時点でもう既にそのパーセントで証紙と印紙のほうの割り戻しというか、利益が上がってくるのかどうか、それをひとつ。

議長(生井和巳君) 町民課長。

(町民課長 浜名 進君登壇)

町民課長(浜名 進君) それでは、14番、湯本議員さんの質問にお答えいたします。

収入印紙につきましては、例えば20万円分買うときには、10%割引になりますので、18万円持っていくと20万円が買えるというふうなことでなっています。18万円が20万円分の印紙が買ってこれるというふうなことでなっていますので、その手数料につきましては、最終的にまだ確定はしていないのですが、半年とか四半期ごとの棚卸しという形のとときにその印紙手数料がふえていくというふうなことになるかと思えます。収入証紙につきましては、3.15%これは後から手数料として振り込まれてくるというふうなことでなっています。

以上です。

(「その収入印紙は郵便局でもあると思うが、証紙は郵便局では売っていないのでは」と呼ぶ者あり)

町民課長(浜名 進君) 購入先につきましては、この近辺では銀行でしか買えないのですが、常陽銀行の下妻支店まで買いに行かなくてはならないということで、調べましたら、八千代支店では販売していないということです、下妻支店まで買いに行きます。行かなければならないということになります。

議長(生井和巳君) 13番、大久保敏夫君。

13番(大久保敏夫君) 町民課長、何回も悪いのだけれども、1回しか聞かないから。

この収入印紙のいわば委託事業と、県で我々のところは下館の合同庁舎でやっていただけだけれども、これについて収入印紙の売りさばき手数料のみだけで移管された部分をすべてやるということで、違う形での何らかの移管事務というか、市町村におりてき

たからといって、何か別に月5万とか10万とか県のほうから来るとか、そういうことはなくて、あくまでも印紙の売りさばき手数料の中で、その旅券の受け付け事務をやってくれと、そういうふうな解釈でいいのか。

議長（生井和巳君） 町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 13番、大久保議員のご質問にお答えいたします。

まず、旅券事務、パスポート受け付けを行うに当たりましては、先ほどご説明したとおり、収入印紙・証紙の手数料が入るといふのがあるのですが、これは微々たるものでございまして、それだけで委任を受けて、では町が全部持ち出しかという形になってしまいますので、手数料として県から町のほうに手数料が事務手数料ということで支払われるということになります。この発行事務につきましては、年間人件費相当分ということになるかと思うのですが、20万円でございます。それと、件数割りということで、1件当たり700円が、取り扱った分について1件当たり700円の手数料が入るといふことになります。したがって、今年度は1月から3月までの3カ月分なのですが、1年分ということで考えますと、均等割の20万円と、大体おおむね480件ぐらい予定していますので、それ掛ける700円で、合計しまして大体53万6,000円ぐらいを収入として見込んでおります。それプラス印紙・証紙の売りさばき手数料という形が今回の旅券事務を行うに当たっての町への収入ということとなっております。

以上です。

議長（生井和巳君） あと質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町印紙等購入基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 平成21年度八千代町一般会計補正予算（第3号）

議案第4号 平成21年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 平成21年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第6号 平成21年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議長（生井和巳君） 日程第8、議案第3号 平成21年度八千代町一般会計補正予算（第3号）、議案第4号 平成21年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成21年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成21年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第3号 平成21年度八千代町一般会計補正予算（第3号）、議案第4号 平成21年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成21年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成21年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、八千代町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出それぞれ8,729万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億5,711万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入におきましては、国庫支出金・県支出金・繰越金・諸収入を、歳出では、平成21年度人事院勧告に基づく給与改定による人件費を含みます議会費・総務費・民生費・衛生費・農林業費・商工費・土木費・消防費・教育費であります。

最初に、歳入の主な項目について申し上げます。国庫支出金におきましては、障害者自立支援給付費負担金・新型インフルエンザワクチン接種補助金等で2,102万7,000円を

増額いたします。

次に、県支出金におきましては、障害者自立支援給付費負担金・民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業補助金・新型インフルエンザワクチン接種補助金・防災情報通信設備整備事業交付金等で1,917万8,000円を増額いたします。

繰越金につきましては、4,699万8,000円を増額いたします。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。人件費につきましては、各款共通事項として、平成21年度人事院勧告に基づく給与改定による補正であります。総体的には872万円の減額となっております。

増額する主な項目について申し上げます。総務費においては、国県補助金返還金を含みます総務管理費46万円、印紙等購入基金繰出金を含みます戸籍住民基本台帳費62万円をそれぞれ増額いたします。

民生費におきましては、介護保険特別会計繰出金・障害者自立支援給付費等を含みます社会福祉費5,932万4,000円、民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業委託料を含みます児童福祉費85万7,000円をそれぞれ増額いたします。

衛生費におきましては、新型インフルエンザワクチン予防接種助成金を含みます保健衛生費1,676万円を増額いたします。

消防費では、全国瞬時警報システム設置工事請負費等を含みます消防費757万4,000円を増額いたします。

さらに、教育費では、各種大会出場助成金を含みます教育総務費90万1,000円、私立幼稚園就園奨励費による幼稚園費140万円をそれぞれ増額いたします。

続きまして、八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、本年度第2回目のもので、保険給付費の支出が見込みを上回っているための増額及び地域支援事業費の中の地域包括支援センターの人件費の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額に1億393万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ12億8,393万5,000円とするものであります。

その内容について、まず歳入から申し上げますと、保険料298万1,000円、国庫支出金3,082万4,000円、支払基金交付金1,730万9,000円、県支出金1,781万8,000円、繰入金3,500万円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、保険給付費9,795万1,000円、地域支援事業費598万

1,000円を増額いたします。

続きまして、八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目のもので、歳入歳出それぞれ19万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,407万3,000円とするものであります。

補正予算の主な内容は、歳入においては、繰越金を増額するものであります。

歳出については、農業集落排水事業費管理費の光熱水費の減額、修繕料、汚泥引き抜き料の増額及び施設管理委託料の減額、農業集落排水事業費の特別昇給及び人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正、川西南部地区の備品購入に伴う備品購入費を増額するものであります。

まず、歳入から申し上げますと、繰越金19万7,000円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、農業集落排水事業管理費20万円の減額、農業集落排水事業費39万7,000円を増額し、歳出総額で19万7,000円を増額するものであります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度1回目のものでして、歳入歳出それぞれ357万8,000円追加し、総額1億2,047万8,000円とするものであります。

その概要ですが、歳入については、繰越金を増額いたします。また、歳出については、総務費、土地区画整理費を増額いたします。

次に、内容について説明申し上げます。

最初に、歳入については、繰越金357万8,000円増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。都市計画道路、区画道路築造工事に伴うもので、土地区画整理費の第1工区区画整理事業費の補償補填及び賠償金を280万円、第2工区区画整理事業費の工事請負費を50万円それぞれ増額いたします。

また、人事院勧告に伴うもので、総務費の給料、職員手当等、共済費を合わせて27万8,000円増額いたします。

以上、議案第3号から議案第6号までの4議案の提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。説明といたします。
議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、宮本直志君。

12番（宮本直志君） 歳入のほうでちょっと聞きたいのですけれども、一般会計、国庫支出金として障害者自立支援給付金ということで計上されていますが、これは前の春のときはこの予算はなかったやつだったですか。政権がかわってから復活したというやつではないのでしょうか、それ。そこら辺何かうろ覚えなので、ちょっと教えてもらいたいのですが、これは前政権のときになくなって、復活して今度出てきた予算ではないのですか。違うの。そこら辺ちょっと聞きたいだけなのです。第2次補正で来たの。

（「麻生のとき」と呼ぶ者あり）

12番（宮本直志君） 麻生のときに出たやつ。わかる。

（「わかんねえ」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） ただいまの質疑にお答え申し上げます。

これは障害者施設に入所なり、通所なりしている方々への公費で9割を見ていくというようなことで、国で4分の2、県で4分の1、町で4分の1というような割合で見ているものでして、復活云々ということではございません。

（何事か呼ぶ者あり）

福祉保健課長（関 好太郎君） そうです。当初予算で若干の予定はしておりましたが、入所者の増というようなことで、今回補正で見させていただきました。

議長（生井和巳君） あと質疑。

13番、大久保敏夫君。

13番（大久保敏夫君） 今の自立支援のやつなのだけれども、私のほうでも聞きたかったのだけれども、13ページではないかね。基本的にはこの障害者のほうの関連で、補正の事業費で100万円ちょっとあるよね、100万円。事業費で。委託料、委託料というか、何だ、言っている意味がわかる、13ページの障害福祉費のところ扶助費だ。結局は私のほうで今聞きたいのは、103万8,000円の部分の事業費というのは、何をやろうとしているのかということ、これからの3カ月間で何をやろうとしているのかということ、私はこの今言ったように、障害者の自立支援関係というのは、多分今まではあったのだけれども、打ち切られてしまったのだよな。打ち切られて頓挫していたやつをまた復活

してきて、増加したぐらいで2,300万円も補正するような人数は来ないと思うよ。ということになると、八千代町だけでその数字では何億円も自立支援の人らにやっているということになってしまうよ。多分今回復活してきたやつだよな、これ。宮本さんが言うように。では2,300万円もいきなり補正で、何人ふえたのだから知らないが、いきなり知的障害なり、身体障害関係を含めた中で、20人も30人も八千代町が二、三カ月でふえるわけないから、だからその辺のところ、私は復活してきたので、今回の麻生政権の中で出てきた目玉商品の一つだったと私は思うのだけれども、まだ鳩山のやつはここへは反映されていないだろうから、どっちにしても復活ではないかというふうには思うので、いや、現実に今まではあったのだけれども、2人か3人ふえたので、2,300万円ふえたのだというのでは、それはそれで、そういうことで定義づけであれば、それはそれで私のほうの考え違いだからいいのですが、その辺のところ。

（「当初は座敷のみでしょう」と呼ぶ者あり）

13番（大久保敏夫君） うん、当初は座敷のみだったのではないかと私は思うのだよ。その辺のところと。

あと、103万8,000円は、この3カ月間で何の事業をやろうとしているのか、そのいわば積算の基礎を。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 歳出のほうをちょっとご説明申し上げますけれども、初めに2,300万円の話ですけれども、これは障害福祉サービス報酬改定というのが5.1%ございまして、これは従事者の待遇改善というようなことで、5.1%法改正があって、アップしました。これによって900万円ほど見ております。それとサービス利用者の増と先ほど申し上げましたが、この中には児童のデイサービスというようなことで3名、居宅介護ということで2人、就労支援3人、それとケアホームということで、これは精神施設等への通所、こういったもの、合わせて今回1,400万円ほど見させていただいております。その違いが2,300万円というようなことでございます。

それと、103万8,000円の件でございますが、今回障害者自立支援法の改正に伴いまして、システムの改修、こういったものが84万円、それと事業所が法改正によって新規事業に移るものですから、事業所への手当といいますが、そういう支給が19万8,000円、こういったもので103万8,000円というような積み上げになっております。

以上でございます。

議長（生井和巳君） あと質疑ありますか。

1 番、大久保弘子君。

1 番（大久保弘子君） インフルエンザワクチン予防のところですが、14ページの予防費なのですけれども、広報によりますと、非課税世帯と生活保護世帯を1回分無料にしたということなのですけれども……

議長（生井和巳君） 大久保さん、ページ数言ってください。

1 番（大久保弘子君） ページ数、14ページの2、予防費のところですよ。それで、この対象者の人数、それをお聞きしたいことと、それからその下のページ、15ページの商工振興費なのですけれども、消費生活相談員の賃金とありまして、これが6万円というふうになっておりますけれども、これ9月ぐらいから配置されたのかなというふうに思うのですが、これ相談員が実際に週何回とか、月1回とか、そんなふうに配置されているのか。

それと、税務課等との連携とか、そういうものはどうなっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） ただいまの質疑にお答え申し上げます。

非課税世帯、低所得者、いわゆる生活保護、こういったものを含めて今回2,800人を予算計上させていただきました。これは2回接種ということでございます。

議長（生井和巳君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木良夫君登壇）

産業振興課長（青木良夫君） 1 番、大久保議員の質疑にお答えしたいと思います。

消費生活センター関係でございますけれども、前回の議会でも一般質問等を受けてございますけれども、その後作業を進めまして、現在のところ来年1月に開所する予定でございます。今のところ月2回というペースで、場所、相談室については、役場庁舎の2階の相談室を利用させていただきまして、月2回やる予定でございます。賃金6万円ほど補正予算計上しているのですけれども、1回当たり相談者への報酬賃金を1万円ということで考えておりまして、月2回で2万円で、とりあえず3月まででございますので、3カ月分の6万円という形で計上させていただいております。

相談の内容につきましては、消費全般でございますけれども、さらにまた税務課で滞納関係で、多重債務といった件もございますので、そういった多重債務の相談も受けるというふうな形で考えております。今回の予算を認めていただければ、早速町民の方に対してのPRのチラシを配布する予定でおります。

以上でございます。

議長（生井和巳君） あと質疑ありますか。

3番、中山勝三君。

3番（中山勝三君） 一般会計のほうの消防費関係なのですが、歳入のほうでいきますと、この防災情報通信設備整備事業交付金ということで656万5,000円が歳入になっております。それで、歳出のほうで16ページですけれども、消防費の中の工事請負費のほうで全国瞬時警報システム設置工事請負費705万6,000円ということが計上されております。これについてちょっと事業の中身と、それからあと、これは入札されているのであれば、何社入札されているのかということの説明をお願いいたします。

議長（生井和巳君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 3番、中山議員の質疑にお答えいたします。

質疑の内容でございますけれども、歳入につきましては、消防費県補助金というようなことで656万5,000円を計上してあります。これにつきましては、J-ALERTというようなものを整備すると、日本語でいきますと、全国瞬時警報システムというようなことでございます。この事業につきましては、津波警報とか、緊急地震速報、緊急火山情報とか、弾道ミサイル攻撃等といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線があるわけですが、それを自動的に起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するというようなシステムでございます。

これは基本的には国のほうで全額持ってくれるというようなことでございますが、この支出のほうで先ほど議員からありましたように、消防費の施設の工事請負費のほうの金額が705万6,000円と、金額が違うのではないかとというようなことでございますけれども、この辺につきましては、今、麻生内閣の1次補正と、その事業仕分けとやってきたわけですが、この事業も採用になるというようなことでありまして、私どものほうでとった見積もりでは705万6,000円というようなことで差があります。また、これに

つきましては、国のほうの方針も100%決まっておきませんので、予算を執行するに当たっては、来年の7月のころ、6月から7月のころに契約はするようにというようなことでございます。

以上、今の段階での状況であります、国・県では今回の補正を全市町村にお願いしているところでありますので、当町においてもこの補正を計上したところであります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（生井和巳君） あと質疑。

10番、稲葉常美君。

10番（稲葉常美君） ちょっと確認のために聞きたいのですが、質問しようと思ったやつが共産党に先に質問されてしまったので、今上がったのですが、新型インフルエンザの対象者は2,800人ということであるわけですが、それにはこの補正額が国が50、県、町が25ずつだと思っております、例えばその期間内に、3月いっぱいまでに2,800人を例えば蔓延して超えてしまったと。その予算というものが満たされないと、その超えた分に対して、この接種する町民に対してどのような方法をとるのか。2,800人に対する予算でありますので、それ以上にインフルエンザの対象者が多くなってしまったと、そうした場合には、その期間内に、3月までですから、その期間内にどのような処置をとるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） ただいまの質疑にお答え申し上げます。

この2,800人といいますのは、当然低所得者ということで、今回国のほうの方針を示しております非課税世帯、それと生活保護世帯ということで、一般の方は対象に入っておりません。したがって、この2,800人、対象者全員ワクチン接種をしても、この人数ということありますので、それ以外については今回の補正には上げておりません。

以上です。

議長（生井和巳君） あとありませんか。

1番、大久保弘子君。

1番（大久保弘子君） 今のことに関連してなのですけども、本当の緊急対策ですよ。今回の冬に向かったの対策だと思うのですが、古河市などは1人1,000円の補助、助成というようなことも決めておりまして、前年度繰越金が4,699万8,000円ありまして、

介護保険のほうに一般会計から繰り入れたのは前年度ではないと書いてありますけれども、そういう中から、やはり妊婦さんとか、乳幼児とか、持病のある方などに対しての公費負担なんかも広げることが必要なのではないかと思います。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 今回の補正の質疑ということでお聞きして、今回は先ほど申しあげましたように、低所得者のほうで方針を示しております低所得者を対象に補正を上げさせていただいたということでございます。

議長（生井和巳君） あとありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

1番、大久保弘子君。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） 一般会計の補正予算、それから特別会計について反対の討論をさせていただきたいと思います。

私は先月の24日の臨時議会において、人事院は公務員の労働条件を向上させる役割を持つところ、労働条件を悪化させる勧告を出すことはルール無視だ。当町の職員の給与は最低水準であり、国家公務員の給与及び手当の削減に準拠する形で町の職員の給与及び手当の削減は、地方の消費を冷え込ませるだけ、地方公務員や民間で働く人たちの懐ぐあいをよくして、消費拡大につなげるべきだとして議案に反対をいたしました。

今回の一般会計補正予算案については、消費生活相談員などの配置、それから障害者自立支援給付、インフルエンザ予防接種の公費負担は評価するものの、人事院勧告に準拠した形で職員の給与及び手当など大きく削減になっている内容ですので、反対をいたします。

あわせて、特別会計も同様の内容で反対をいたします。

以上です。

議長（生井和巳君） あと反対討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 次に、賛成者の討論ありますか。賛成者。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立により行います。

初めに、議案第3号を採決いたします。

議案第3号 平成21年度八千代町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(生井和巳君) 起立多数です。

よって、議案第3号 平成21年度八千代町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号を採決いたします。

議案第4号 平成21年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(生井和巳君) 起立多数です。

よって、議案第4号 平成21年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号 平成21年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(生井和巳君) 起立多数です。

よって、議案第5号 平成21年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号 平成21年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(生井和巳君) 起立多数です。

よって、議案第6号 平成21年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案第7号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について

議長（生井和巳君） 日程第9、議案第7号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第7号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についての提案理由をご説明申し上げます。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合は、昭和46年3月31日に広域市町村圏計画の策定及び計画実施に関する連絡調整並びに養護老人ホーム・老人福祉センターの実施に関する事務を行うため発足しました。その後、消防に関する事務、病院群輪番制による救急医療の確保に関する事務、小児救急医療の確保に関する事務及び特殊湛水防除施設の設置及び管理に関する事務などを追加し、現在に至っております。

今般の共同処理に関する事務の変更であります、「広域市町村圏計画の策定及び計画実施に関する連絡調整事務」につきまして、平成22年3月31日をもって当広域事務組合共同処理に関する事務から除くもので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成22年4月1日から茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部改正を行うものです。

今回の改正理由であります、平成20年12月26日付総務事務次官通知により平成20年度末をもって「広域行政圏計画策定要綱」が廃止されたことを踏まえ、当組合の共同処理する事務から広域市町村圏計画の策定等に関する事務を削除するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10 休会の件

議長（生井和巳君） 日程第10、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす11日より13日までは休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、あす11日より13日までは休会とすることに決定いたしました。

議長（生井和巳君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、14日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時28分）